

令和元年第2回臨時会

# 清里町議会会議録

令和 元年 5月 8日 開会

令和 元年 5月 8日 閉会

清里町議会

令和元年第2回清里町議会臨時会会議録（5月8日）

令和元年第2回清里町議会臨時会は、清里町議会議事堂に招集された。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	岡本英明	6番	勝又武司
2番	古谷一夫	7番	村島健二
3番	伊藤忠之	8番	前中康男
4番	堀川哲男	9番	田中誠
5番	池下昇		

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員に同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

なし

5. 遅刻議員は次のとおりである。

なし

6. 早退議員は次のとおりである。

なし

7. 地方自治法第121条の規定により、説明のために会議に出席した者は次のとおりである。

町長	榎引政明
教育長	岸本幸雄
代表監査委員	篠田恵介
選挙管理委員長	工藤特雄
総務課長	伊藤浩幸
企画政策課長	本松昭仁
町民課長	河合雄司
保健福祉課長	野呂田成人
保健福祉課参与	長野徹也
産業建設課長	藤代弘輝
焼酎醸造所長	清水俊行
出納室長	熊谷雄二
生涯学習課長	原田賢一

農業委員会事務局長	藤代弘輝
監査委員事務局長	溝口富男
選挙管理委員会事務局長	伊藤浩幸

8. 本会議の書記は次のとおりである。

事務局長	溝口富男
主査	寺岡輝美

9. 本会議の案件は次のとおりである。

選挙第 1号	議長選挙について
選挙第 2号	副議長選挙について
選任第 1号	常任委員会委員の選任について
選任第 2号	議会運営委員会委員の選任について
選挙第 3号	斜里郡3町終末処理事業組合議会議員の選挙について
選挙第 4号	斜里地区消防組合議会議員の選挙について
発議第 1号	特別委員会の設置について
発議第 2号	議会運営委員会議会閉会中の継続調査について
同意第 2号	清里町監査委員の選任について
同意第 3号	清里町副町長の選任について
同意第 4号	清里町教育委員会委員の選任について
承認第 2号	清里町税条例等の一部を改正する条例専決処分承認について
承認第 3号	清里町介護保険条例の一部を改正する条例専決処分承認について
承認第 4号	清里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例専決処分承認について
承認第 5号	平成30年度清里町一般会計補正予算（第8号）専決処分承認について
承認第 6号	平成30年度清里町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）専決処分承認について
承認第 7号	平成30年度清里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）専決処分承認について
議案第20号	清里町税条例の一部を改正する条例

開会 午前9時30分

○事務局長（溝口富男君）

本臨時会は、一般選挙後初めての議会であります。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が、臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員の中で、村島議員が年長の議員でありますので、ご紹介いたします。

村島議員、議長席へお願いいたします。

○臨時議長（村島健二君）

ただいま紹介されました、村島でございます。地方自治法第107条の規定により、議長選挙が終わるまでの間、臨時議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

●開会・開議宣告

○臨時議長（村島健二君）

ただいまから、令和元年 第2回清里町議会臨時会を開会します。

ただちに本日の会議を開きます。

●日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（村島健二君）

日程第1 仮議席の指定を行います。仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

●日程第2 会議録署名議員の指名

○臨時議長（村島健二君）

日程第2 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、臨時議長において、3番 伊藤忠之君、4番 堀川哲男君を指名いたします。

●日程第3 選挙第 1号

○臨時議長（村島健二君）

日程第3 選挙第1号 議長選挙を行います。選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

○臨時議長（村島健二君）

ただいまの出席議員数は9名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により立会人に、3番伊藤忠之君、4番堀川哲男君を指名いたします。

○臨時議長（村島健二君）

投票用紙を配ります。

○臨時議長（村島健二君）

投票用紙の配付もれは、ありませんか。

（「なし」との声あり）

○臨時議長（村島健二君）

配付もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

○臨時議長（村島健二君）

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○事務局長（溝口富男君）

それでは読み上げます。

1番 岡本議員、2番 古谷議員、3番 伊藤議員、4番 堀川議員、5番 前中議員、6番 池下議員、7番 勝又議員、8番 田中議員、最後に9番 村島議員。

○臨時議長（村島健二君）

投票もれはありますか。

（「なし」との声あり）

○臨時議長（村島健二君）

投票もれなしと認めます。投票漏れはなしと認めます。

開票を行います。伊藤忠之君、堀川哲男君、開票の立会人をお願いいたします。

○臨時議長（村島健二君）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数9票。これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち有効投票9票、無効投票0票です。

有効投票のうち、田中誠君5票、勝又武司君3票、前中康男君1票。以上です。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、田中誠君が議長に当選されました。

○臨時議長（村島健二君）

議場の出入り口を開きます。

○臨時議長（村島健二君）

ただいま、議長に当選されました田中誠君が議場にいらっしゃいます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

議長に当選されました田中誠君から、発言を求められておりますので、これを許します。

○議長当選人（田中誠君）

一言御挨拶申し上げます。ただ今皆様の御支援を賜りまして議長に選任されましたこと、心より御礼を申し上げたいと思います。

御案内のとおり、私未熟、浅学非才であります。皆様方のお力添えを賜りながら清里町発展のため、そしてまた清里議会発展のため全身全霊を尽くして参りたいとそういった覚悟でございます。

今後とも議員各位の皆様のお指導、ご鞭撻よろしくお願い申し上げます。甚だ簡単ですが一言就任にあたっての挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○臨時議長（村島健二君）

これで、臨時議長の職務は全部終了しました。ご協力ありがとうございました。

田中誠議長、議長席にお着き願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時43分～

再開 午前 9時44分

○議長（田中誠君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

●日程第1 会期の決定について

○議長（田中誠君）

日程第1 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間と決定しました。

●日程第2 選挙第2号

○議長（田中誠君）

日程第2 選挙第2号 副議長選挙を行います。

選挙の方法について、選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

○議長（田中誠君）

ただいまの出席議員数は9名です。

次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番 岡本英明君、2番 古谷一夫君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

○議長（田中誠君）

投票用紙の配付もれはありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

配付もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

○議長（田中誠君）

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

○議長（田中誠君）

点呼を命じます。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○事務局長（溝口富男君）

それでは、呼び上げます。

1番 岡本議員、2番 古谷議員、3番 伊藤議員、4番 堀川議員、5番 前中議員、6番 池下議員、7番 勝又議員、9番村島議員、最後に議長 田中議員。

○議長（田中誠君）

投票もれはありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

投票もれなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。岡本英明君、古谷一夫君、開票の立ち会いをお願いします。

○議長（田中誠君）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数9票。これは、先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、有効投票9票、無効票0票です。有効投票のうち、前中康男君7票、村島健二君1票、勝又武司君1票。以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、前中康男君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

○議長（田中誠君）

ただいま、副議長に選任されました前中康男君が議場にいらっしゃいます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

○議長（田中誠君）

副議長に当選されました前中康男君から、発言を求められておりますので、これを許します。

○副議長当選人（前中康男君）

副議長就任に当たり、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

この度議員各位の御支持の元、副議長に選任されましたこと大変嬉しく、また重責の中で身が引き締まる思いでいっぱいでございます。

令和の新しい時代、清里議会のあり方。そして常に議長をサポートする補佐役として議会の活性化、開かれた議会のために誠心誠意頑張っておりますので、今一度議員各位の御指導、御鞭撻のほどをよろしくお願い申し上げます。私からの就任の御挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございます。

### ●日程第3 議席の指定

○議長（田中誠君）

日程第3 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定します。

議席番号と氏名を事務局長に朗読させます。

○事務局長（溝口富男君）

議席の指定につきましては、議会運営基準により議長は最終番、したがって9番、副議長は最終2番、したがって8番、他の議員さんは当選回数の少ない年齢の若い順より1番から順次指定することになっております。

ただいまから、議席番号、氏名を申し上げます。1番 岡本議員、2番 古谷議員、3番 伊藤議員、4番 堀川議員、5番 池下議員、6番 勝又議員、7番 村島議員、8番 前中議員、9番 田中議員以上でございます。

○議長（田中誠君）

ただいま朗読したとおり、議席を指定します。

ここで暫時休憩します。休憩中に、ただいま指定の議席にお着き願います。

休憩 午前 9時57分～

再開 午前10時12分

### ●日程第4 選任第1号

○議長（田中誠君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4 選任第1号 常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。



お諮りします。常任委員会委員の選任については、議長が指名する選考委員をもって選考し、議長が指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(田中誠君)

異議なしと認めます。

したがって、常任委員会委員の選任については、議長が指名する選考委員をもって選考し、議長が指名することに決定しました。

選考委員は議長において3名とし、3番、伊藤忠之君、5番、池下昇君、6番、勝又武司君を指名いたします。

選考が終わるまで、暫時休憩します。

休憩 午前10時23分～

再開 午前11時 4分

○議長(田中誠君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

事務局長より、常任委員会所属の氏名を申し上げます。事務局長。

○事務局長(溝口富男君)

常任委員会所属氏名を申し上げます。

総務文教常任委員会、定数は7名でございます。岡本議員、古谷議員、堀川議員、池下議員、勝又議員、村島議員、前中議員。

産業福祉常任委員会、定数は8名でございます。岡本議員、古谷議員、伊藤議員、堀川議員、勝又議員、村島議員、前中議員、田中議員。以上でございます。

○議長(田中誠君)

ただいま事務局長から申し上げたとおり指名することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(田中誠君)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり、常任委員会委員に選任することに決定しました。ここで暫時休憩いたします。

休憩中に各常任委員会を開催し、常任委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

休憩 午前11時06分～

再開 午前11時22分

○議長(田中誠君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に各常任委員会において、委員長、副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告いたします。

総務文教常任委員会 委員長に池下 昇君、副委員長に堀川哲男君。  
産業福祉常任委員会 委員長に伊藤忠之君、副委員長に勝又武司君。  
以上のとおりに互選された旨、報告がありました。  
ここで、暫時休憩いたします。

(議長退席)

○事務局長(溝口富男君)

ここで、議長が除斥となりますので、副議長が代わって議事を進行していただくこととなります。議長席の方へお願いいたします。

○副議長(前中康男君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま、産業福祉常任委員に選任されました議長から、常任委員を辞任したいと旨の申し出がありました。議長はその職務上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における採決権など議長固有の権限を考慮するとき、一個の委員会に委員として所属することは適当でないし、また行政実例でも議長については辞任を認めているところでもありますので、議会運営基準に基づき辞任したいとするものであります。辞任することについて、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○副議長(前中康男君)

異議なしと認めます。

したがって、議長の産業福祉常任委員の辞任については、許可することに決定しました。

ここで、暫時休憩いたします。

(議長着席)

休憩 午前11時25分～

再開 午前11時26分

#### ●日程第5 選任第2号

○議長(田中誠君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5 選任第2号 議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、議長が指名する選考委員をもって選考し、議長が指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(田中誠君)

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員の選任については、議長が指名する選考委員をもって選考し、議長が指名することに決定いたしました。

選考委員は、議長において3名とし、伊藤忠之君、池下昇君、勝又武司君を指名いたします。選考が終わるまで、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時27分～

再開 午前11時33分

○議長（田中誠君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

事務局長より議会運営委員会委員の選考結果を報告させます。事務局長。

○事務局長（溝口富男君）

議会運営委員会委員の選考結果を申し上げます。定数は4名です。伊藤議員、堀川議員、池下議員、勝又議員。以上でございます。

○議長（田中誠君）

ただいま、事務局長から申し上げたとおり指名することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり、議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に議会運営委員会を開催し、正副委員長の互選をお願いいたします。

休憩 午前11時33分～

再開 午前11時44分

○議長（田中誠君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に委員長、副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告いたします。

議会運営委員会 委員長に堀川哲男君、副委員長に伊藤忠之君。

以上のとおり互選された旨、報告がありました。

#### ●日程第6～日程第7 選挙第3号～選挙第4号

○議長（田中誠君）

ここで、議事の都合上、日程第6 選挙第3号 斜里郡3町終末処理事業組合議会議員の選挙についてから、日程第7 選挙第4号 斜里地区消防組合議会議員の選挙についてまで、都合2件を一括して選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定より指名推選にしたいと思いますが、ご異

議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(田中誠君)

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

○議長(田中誠君)

お諮りします。

指名推選の方法は、議長が指名する選考委員をもって選考し、議長が指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(田中誠君)

異議なしと認めます。

したがって、指名推選の方法は、議長が指名する選考委員をもって選考し、議長が指名することに決定いたしました。

○議長(田中誠君)

選考委員は、議長において3名とし、勝又武司君、池下昇君、伊藤忠之君を指名いたします。選考が終わるまで、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時46分～

再開 午前11時55分

○議長(田中誠君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

選挙第3号 斜里郡3町終末処理事業組合議会議員の指名をいたします。伊藤忠之君、岡本英明君、古谷一夫君。以上のとおりです。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました3名の方を当選人とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(田中誠君)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました、伊藤忠之君、岡本英明君、古谷一夫君が斜里郡3町終末処理事業組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました方々が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、告知いたします。

○議長(田中誠君)

続いて、選挙第4号 斜里地区消防組合議会議員の指名をいたします。田中誠君、池下昇君、堀川哲男君。以上のとおりです。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました3名の方を当選人とすることに、ご異議ありませんか。  
(「異議なし」との声あり)

○議長(田中誠君)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました田中誠君、池下昇君、堀川哲男君が斜里地区消防組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました方々が、議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、告知いたします。

●日程第8 発議第1号

○議長(田中誠君)

日程第8 発議第1号 特別委員会の設置についてを議題とします。

議会広報発行にあたり、編集と調査のため議会先例により、定数4名をもって構成する議会広報特別委員会を設置したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(田中誠君)

異議なしと認めます。

したがって、定数4名をもって構成する議会広報特別委員会を設置することに決定しました。

○議長(田中誠君)

お諮りします。

委員の選任については、議長が指名する選考委員をもって選考し、議長が指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(田中誠君)

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名する選考委員をもって選考し、議長が指名することに決定しました。

選考委員は、議長において3名とし、勝又武司君、池下昇君、伊藤忠之君を指名いたします。選考が終わるまで、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時59分～

再開 午後 0時 7分

○議長(田中誠君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会広報特別委員会委員に岡本英明君、古谷一夫君、池下昇君、勝又武司君を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(田中誠君)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしましたとおり、議会広報特別委員会委員に選任することに決定しました。

お諮りします。

本特別委員会については、設置の目的が終了するまで、閉会中の継続調査に付したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(田中誠君)

異議なしと認めます。

したがって、本特別委員会については、設置の目的が終了するまで、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで、午後1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 0時 8分～  
再開 午後 1時10分

○議長(田中誠君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に、議会広報特別委員会が開催され、委員長、副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告いたします。

議会広報特別委員会、委員長に岡本英明君、副委員長に古谷一夫君。

以上のとおり互選された旨、報告がありました。

●日程第9 発議第2号

○議長(田中誠君)

日程第9 発議第2号 議会運営委員会議会閉会中の継続調査についてを議題とします。

本件については、すでに議会運営委員会で検討されている事項であり、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(田中誠君)

異議なしと認めます。

したがって、本件については委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長(田中誠君)

ここで議事の都合上、午後2時30分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時12分～  
再開 午後 2時30分

○事務局長（溝口富男君）

ここで、議長より就任のご挨拶を申し上げます。

○議長（田中誠君）

一言、議長就任にあたりまして、御挨拶申し上げたいと思います。

この度の2回臨時会の議長選挙にあたりまして、皆様の御支援を賜りまして、当選いただきまして、身に余る光栄に存じ、心より御礼を申し上げたいと思います。

また御案内のとおり、私も大変未熟ではありますが、全身全霊を傾けて清里町発展のため並びに清里議会発展のために全力で働く決意でございますので、どうか議員各位の皆様、そしてまた理事者の皆様には、今後とも御支援御鞭撻の方、よろしくお願い申し上げます。簡単ですが一言就任の挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○事務局長（溝口富男君）

続きまして、副議長よりご挨拶をいただきます。

○副議長（前中康男君）

副議長就任に当たり、一言御挨拶申し上げます。

先ほど来、臨時議会において議員各位の多大なる御支援の中、副議長に就任いたしました。身に余る重責の中、身も心も震える思いもありますけども、常に町民目線、そして新しい令和の時代における清里議会のあり方、議会改革。そして町民の負託に応えられるような議会活動に邁進してまいりたいと思います。

本当に大変難しい時代ではありますが、一生懸命、全身全霊ですべてを打ち出しながら頑張りたいと思いますので、議員各位、そして町、理事者各位のさらなる御支援と御指導、ご鞭撻を賜り、私からの就任の挨拶に代えさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

○事務局長（溝口富男君）

次に、町長よりご挨拶をいただきます。

○町長（楯引政明君）

議会中の貴重な時間ではありますが、議長さんの御配慮をいただきましたので、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

議員の皆さんにおかれましては、このたびの町議会議員選挙において、町民皆さんの期待と負託に応えられ、見事ご当選をされましたことに深甚なる敬意を表するとともに、心よりお祝いを申し上げます。また先ほど行われました、議長選挙におきましては田中議員さんが、そして副議長選挙におきましては、前中議員さんがそれぞれご当選をされましたこと、誠におめでとうございます。心よりお祝いを申し上げます。正副議長さんをはじめ、議員の皆さんには町づくりに関する諸般の案件や諸要請活動、行事など各般にわたりお世話になりますが、よろしくお願い申し上げます。

また、私事で誠に恐縮ではありますが、このたびの町長選挙において、3期目の町政を担わせ

ていただくこととなりました。今後とも一層の御指導、御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

任期のスタートとなります、5月1日は新しい天皇陛下が即位され、元号が平成から令和に改編された、新たな時代の幕明けとなる特別な日であり、年でもございます。

私は清里町の輝かしい発展の歴史を築き上げてこられました先人、そして先輩の皆さんの英知と御労苦をしっかりと受け継ぐとともに、次の時代を担う子供たちや若者たちの夢や希望を大切に、そして豊かで安全で安心して暮らすことのできる、持続可能なまちづくりを目標に、全力を傾聴する所存でございます。そして、本当にこの町に住んで良かったと実感のできるまちづくりを進めて参ります。

議会と行政はよく車の両輪に例えられるところでありますが、まさに車の両輪のごとく連携を図り、町民の皆さんの幸せ向上のために一歩ずつ着実にまちづくりを進めて参りますので、議員各位の深い御理解と御指導を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

最後になりましたが、清里町の限りない発展と町民皆様のご健勝とご多幸、そして議員各位の御活躍を御祈念申し上げ、挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（田中誠君）

ここで私の方から、執行機関の代表者をご紹介します。

教育委員会教育長 岸本幸雄さん、代表監査委員 篠田恵介さん、選挙管理委員長 工藤特雄さん。

続いて、理事者側より説明職員の自己紹介をお願いいたします。

（説明職員の自己紹介）

○議長（田中誠君）

続きまして、執行機関の皆さんに議員の紹介をいたします。

1番 岡本英明君、2番 古谷一夫君、3番 伊藤忠之君、4番 堀川哲男君、5番 池下昇君、6番 勝又武司君、7番 村島健二君、8番 副議長 前中康男君。以上であります。

#### ●日程第10 議長諸般の報告

○議長（田中誠君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第10 議長諸般の報告を行います。事務局長に報告させます。議会事務局長。

○事務局長（溝口富男君）

議長諸般の報告4点について御報告申し上げます。

大きな1点目、議員の派遣状況及び会議行事等の出席報告についてであります。（1）その他の会議行事等について。3月28日、JR釧網線維持活性化沿線協議会の他、記載の会議行事等に議長が出席しておりますので、御報告申し上げます。

大きな2点目、常任委員会及び議会運営委員会の開催状況について。5月8日、議会運営委員会が記載の案件について開催されておりますので、報告申し上げます。

大きな3点目、例月現金出納検査の結果について。平成31年2月分、3月分について。2ペ



ージから3ページのとおり提出されております。いずれも適正であるとの報告であります。

大きな4点目、令和元年第2回清里町議会臨時会説明員等の報告について、4ページのとおりとなっておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で、報告を終わります。

○議長（田中誠君）

これで、議長諸般の報告を終わります。

●日程第11 町長行政一般報告

○議長（田中誠君）

日程第11、町長一般行政報告を行います。町長、櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

それでは、町長一般行政報告を申し上げます。

まず大きな1の主要事業報告についてであります。1点目のオホーツク圏活性化期成会、第17回釧網本線部会についてでございます。3月10日網走市網走セントラルホテルにて開催がされております。関係、市、町の首長とオホーツク総合振興局長が出席をいたしております。本部会ではJR北海道の釧網本線に係るアクションプランの策定状況と昨年12月24日に開催されました、6者会談で示されたJR北海道に対する地域支援の考え方について情報提供いただき、意見交換を行ったものでございます。

次に、2点目の第5回JR釧網本線維持活性化沿線協議会についてでございます。3月28日、釧路市、釧路プリンスホテルにて開催がされております。釧網本線沿線の市、町の首長と議会議長、釧路・オホーツク管内の総合振興局長、北海道運輸局鉄道部長、JR北海道副本部長、釧路支局長が出席をいたしております。会議では平成31年度の事業計画と収支予算について協議がされております。また釧網本線の観光利用強化促進事業及びPR事業、アクションプランの推進事業とそれらの事業執行に要する予算について決定がされたものでございます。また会議終了後において、一般の住民の皆さんを含めてJR線釧網本線の維持活性化に向けた講演会が開催されておりまして、盛会のうちに終了をいたしたところでございます。

次に3点目の寄付金の採納についてでございます。3月22日、株式会社中神土木設計事務所様より、清里町の振興発展のためにと100万円のご寄附をいただきましたので、ここにご報告を申し上げます。

次に大きな2の主な会議行事等についてであります。第1回目の清里町農業振興計画策定委員会の開催でございます。4月23日町民会館の2階研修室にて開催がされたところであります。事前に農業関係機関及び団体より推薦をいただきました11名の方に委嘱状交付させていただいた後に、委員長、副委員長の選出が行われ、かつ事務局より計画策定の趣旨及び今後の進め方などについての説明と意見交換が行われております。

尚、策定委員長には寺島和男氏、副委員長には工藤一仁氏が選出されております。以上申し上げます、町長の一般行政報告といたします。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。これで町長一般行政報告を終わります。

●日程第12 教育長一般行政報告

日程第12、教育長一般行政報告を行います。教育長、岸本幸雄君。

○教育長（岸本幸雄君）

教育長一般行政報告を申し上げます。大きな1、主要事業報告についてであります。1、平成31年度全国学力学習状況調査について。全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握分析し、教育施策の改善を図るとともに、学校における児童生徒の学習指導の改善に生かすため、毎年実施されております調査が、本年度は4月18日に一斉に実施されました。

本町におきましては、小学校第6学年35名、中学校第3学年33名を対象に実施され、調査事項の教科に関する調査では、小学生が国語と算数を、中学生は国語と数学及び今年度から英語が新たに加わり実施され、生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査では、児童生徒及び学校に対する調査が行われました。

次に大きな2、教育委員会の開催状況であります。第3回教育委員会が3月29日に開催され、人事案件1件について審議、決定され、第4回が4月25日開催され、委員の任命及び委嘱が各1件、方針の決定が1件、要綱要領の一部改正が各1件、新たな要綱の制定が2件。以上合計7件についてそれぞれ審議、決定されております。

以上申し上げます教育長一般行政報告とさせていただきます。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。これで教育長一般行政報告を終わります。

●日程第13 同意第2号

○議長（田中誠君）

日程第13 同意第2号 清里町監査委員の選任についてを議題とします。

○議長（田中誠君）

勝又議員は、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、退席を願います。

（勝又議員退席）

○議長（田中誠君）

本件について、提案理由の説明を求めます。町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

ただいま上程されました、同意第2号 清里町監査委員の選任につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議会議員の中から選任されておりました監査委員が任期満了となりましたので、新たに勝又武司氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

勝又武司氏は、神威395番地にお住まいであり、昭和28年12月26日生まれであります。なお任期につきましては、法第197条により、議員から選出された委員の任期は、議員の任期によるとされています。勝又武司氏の選任につきまして満場でのご同意を得られますよう、よろしくお願い申し上げます。以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

本件については、議会先例により討論を省略します。

これから、同意第2号を採決します。この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、同意第2号 清里町監査委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

（勝又議員着席）

●日程第14 同意第3号

○議長（田中誠君）

日程第14 同意第3号 清里町副町長の選任についてを議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

ただいま上程されました、同意第3号 清里町副町長の選任につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。副町長の宇野充氏が任期満了となりましたので、新しく本松昭仁氏を副町長に選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

本松昭仁氏は、水元町33番地に在住でございます。昭和41年9月4日生まれの満52歳でございます。履歴事項につきましては、次のページに添付されておりますので、ご参照いただきたいと存じます。

なお、任期につきましては、法第163条により副町長の任期は4年と定められており、本日より令和5年5月7日までの4年間でございます。

議員皆さんの満場でのご同意を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

本件については、議会先例により討論を省略します。

これから、同意第3号を採決します。この採決は、起立によって行います。

本件は、原案どおり同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、同意第3号 清里町副町長の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

ここで、副町長に選任されました本松昭仁君より、挨拶の申し出がありますので、これを許します。

○副町長（本松昭仁君）

貴重なお時間、高い席から大変恐縮ではございますが、議長よりご配慮を賜りましたので御挨拶をさせていただきます。

副町長の選任にあたりまして、ただいまご同意を賜り厚く御礼を申し上げます。私自身、若輩未熟であり、副町長という重責を全うできるかどうかは不安なところはございますが、私が今までに仕事やまちづくり、スポーツに、住民個々、団体組織。さまざまな方々と、誠実に真剣に楽しく取り組んでまいりましたスタンスは変えることなく、これからは副町長という立場で町の発展のため、しっかりと取り組んでまいります。また役場の現場の責任者として、職員それぞれの思いを大切に、政策や職場環境に反映できるよう努めてまいります。

最後になりますが、私は議員皆様と同じようにまちづくりに対する熱い思いは負けないつもりであります。

今後ともいろんな面において御指導、御協力をお願い申し上げます。4年間頑張ります。よろしくお願いをいたします。

○議長（田中誠君）

これで、副町長の挨拶を終わります。

●日程第15 同意第4号

○議長（田中誠君）

日程第15 同意第4号 清里町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本件について、提案者の説明を求めます。町長 櫛引政明君

○町長（櫛引政明君）

ただ今上程されました、同意第4号 清里町教育委員会委員の任命について提案理由を御説明申し上げます。

教育委員でありました岡本英明氏より、3月31日付けで辞職の申し出がありましたので、新しい委員として福田一成氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

法第4条第2項の規定は、委員は当該地方公共団体の長の被選挙権を有するもので、人格が高潔で教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命するとした規定でございます。

福田一成氏は向陽183番地にお住まいで、昭和31年2月17日生まれの満63歳の方でございます。履歴等につきましては次のページに記載されておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

尚、任期につきましては令和元年5月8日より、令和2年9月30日まででありまして、前任者の残任期間となることとなっております。

福田一成氏の任命につきまして、満場でのご同意を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

本件については、議会先例により、討論を省略します。

○議長（田中誠君）

これから、同意第4号を採決します。この採決は、起立によって行います。

本件について、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、同意第4号 清里町教育委員会委員の任命について同意することに決定しました。

#### ●日程第16 承認第2号

○議長（田中誠君）

日程第16 承認第2号 清里町税条例等の一部を改正する条例専決処分承認についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町民課長。

○町民課長（河合雄司君）

ただ今上程されました、承認第2号 清里町税条例等の一部を改正する条例専決処分承認につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。本件につきましては、地方自治法の定めに基づき専決処分いたしましたので、議会に報告し、その承認を求めますのでございます。次のページをご覧ください。

今回、専決処分いたしましたのは、清里町税条例等の一部を改正する条例であり、平成31年3月31日付けをもって専決処分させていただきました。

今回の条例改正は、平成31年度の地方税制改正による地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、清里町税条例等の一部を改正するものでございます。

それでは別冊の審議資料によりご説明いたしますので、審議資料の1ページをお開きください。

1ページから3ページは主な改正の趣旨及び概要、4ページから23ページには新旧対照表により改正箇所をアンダーラインにより示しております。改正の内容につきましては、1ページからの主な主旨によりご説明申し上げます。改正の主旨は、法律の施行に伴うものでございます。

改正の概要につきましては表に記載しておりますとおり、清里町税条例附則第7条の3の2においては、住宅借入金特別控除に係る特別特定取得をした場合の控除期間の拡充及び住宅借入金特別税額控除に係る要件が廃止されたことによる規定の整備でございます。

同附則第10条の2については、第5項から第25項において法律の改正に伴う項すれの整理を行うものでございます。

同附則第10条の3、第6項については、法規定の新設に合わせて新設するものであり、高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る税額の減額措置の適用を受けようとするものがすべき申告について、新たな規定を第6項として加えるものでございます。

同附則第10条の3、第7項から第9項、同附則第10条の3、第10項及び第11項、2ページの同附則第10条の3、12項につきましては、新たに第6項を加えることにより、項番号の切り下げ及び政令及び施行規則の改正に伴う項すれの整理を行うものでございます。

同附則第10条の3、第13項については法規定の新設に合わせて新設するものであり、改修実演芸術講演施設に対する、都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について、新たな規定を第13項として加えるものでございます。

同附則第10条の4については、法規定の新設に合わせて新設するもので、平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告について、新たに規定するものでございます。

同附則第16条においては、軽自動車のグリーン化特例について改正するものであり、重課税を平成31年度に限ったものとし、平成29年度分の軽減課税に関する項を削除するものでございます。

同附則第16条の2については同附則第16条の改正に伴い、条文の整理を行うものでございます。3ページをご覧ください。

同附則第22条においては東日本大震災に係る、固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等について規定の整備を行うものでございます。

平成30年改正、条例附則第15条の6及び16条については、清里町税条例等の一部を改正する条例、平成30年条例第2号、附則第15条の6、軽自動車税の環境性能割の税率の特例について、また附則第16条、軽自動車税の種別割の税率の特例について、各々規定の整備を行う

ものでございます。

平成30年改正条例第48条は、清里町税条例等の一部を改正する条例。平成30年条例第20号の改正条文を改正するものであり、法律改正に伴い、大法人に対する申告書の電子情報処理組織による提出義務の喪失に伴う申告書等の提出方法の柔軟化及び電気通信回線の故障、災害、その他の理由により、電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合の宥恕措置として、新たに第13項から第16項を加えるとともに、規定の整備を行うものでございます。

平成30年改正条例附則第1条及び附則第2条は、清里町税条例等の一部を改正する条例、平成30年条例第20号附則第1条及び附則第2条について、法律の改正により条例第48条が改正となることに伴い、規定の整備を行うものでございます。23ページをお開きください。

附則につきましては、第1条で施行期日。第2条で町民税に係る経過措置。第3条で固定資産税に係る経過措置。第4条で軽自動車税に係る経過措置を定めるものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

討論なしと認めます。

これから、承認第2号を採決します。この採決は、起立によって行います。

本件について、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、承認第2号 清里町税条例等の一部を改正する条例専決処分承認については、承認することに決定しました。

#### ●日程第17 承認第3号

○議長（田中誠君）

日程第17 承認第3号 清里町介護保険条例の一部を改正する条例専決処分承認についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（野呂田成人君）

ただ今上程されました、承認第3号 清里町介護保険条例の一部を改正する条例、専決処分承認につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本件につきましては、地方自治法の定めに基づき専決処分いたしましたので、議会に報告し、その承認を求めるものでございます。次のページをご覧ください。

今回、専決処分いたしましたのは清里町介護保険条例の一部を改正する条例であり、平成31年3月31日付けをもって専決処分させていただきました。

今回の条例改正は、本年10月の消費税率引き上げにより、その税収を原資とし介護保険料第1段階から第3段階の低所得者への介護保険料軽減のさらなる強化を定めるものであります。尚、軽減分の減収となった保険料は国2分の1、北海道4分の1、町4分の1を負担することとなります。

尚、今回の軽減率につきましては、消費税の引き上げが年度のちょうど半分の10月であるため、国で定めた軽減率の2分の1を今年度の軽減率に定めるよう、政令の改正が3月末でなされ、国から通知されているところであり、清里町介護保険条例の一部を改正するものでございます。

それでは別冊の審議資料、新旧対照表によりご説明いたしますので、審議資料の24ページをお開きください。改正箇所をアンダーラインにより示しております。

第2条第4項につきましては、保険料第1段階についてであり、第4項中30を31に、31を32に、2万9千700円を2万4千750円に改めるものです。

第4項の次に、保険料第2段階の第5項、第3段階の第6項を追加するもので、第5項前項の規定は第1項、第2項に掲げる第1号被保険者についての保険料の軽減付加に係る、平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において全項中、2万4千750円とあるのは4万1千250円と読み替えるものとする。及び第6項、第4項の規定は第1項第3号に掲げる、第1号被保険者についての保険料の軽減賦課に係る、平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率について準用する。

この場合において、第4項中2万4千750円とあるのは、4万7千850円と読み替えるものとするを追加するものです。

附則につきましては第1条で施行期日、第2条で経過措置を定めるものでございます。以上で提案理由の説明といたします。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

討論なしと認めます。

これから、承認第3号を採決します。この採決は、起立によって行います。

本件について、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。



したがって、承認第3号 清里町介護保険条例の一部を改正する条例専決処分承認については、承認することに決定されました。

●日程第18 承認第4号

○議長（田中誠君）

日程第18 承認第4号 清里町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例専決処分承認についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町民課長。

○町民課長（河合雄司君）

ただ今上程されました、承認第4号、清里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例専決処分承認につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、地方自治法の定めに基づき専決処分いたしましたので、議会に報告し、その承認を求めますのでございます。次のページをご覧ください。

今回、専決処分いたしましたのは、清里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であり、平成31年3月31日付けをもって専決処分させていただきました。

今回の条例改正は、地方自治法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、国民健康保険税の課税限度額及び軽減の対象となる所得の基準について改正されたため、清里町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

それでは別冊の審議資料によりご説明いたしますので、審議資料の26ページをご覧ください。26ページは改正の要旨、27ページから28ページは新旧対照表により改正箇所をアンダーラインにより示しております。

改正の内容につきましては、26ページの要旨によりご説明申し上げます。

1点目の基礎課税額に係る課税限度額の引き上げにつきましては、保険税の課税限度額を引き上げるものであり、基礎課税額について現行の58万円を61万円に改めるものでございます。

2点目の軽減判定所得の算定基準の見直しにつきましては、国民健康保険税の低所得者に対する保険税負担を軽減する措置について、軽減判定所得の算定基準を見直すものでございます。

区分の5割軽減基準額においては、被保険者等の数に乗すべき金額を27万5千円から28万円に2割軽減基準額においては、被保険者の数に乗すべき金額を50万円から51万円に改めるものでございます。28ページをご覧ください。

附則につきましては第1条で施行期日、第2条で適用区分を定めるものでございます。以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

討論なしと認めます。

これから、承認第4号を採決します。この採決は、起立によって行います。

本件について、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、承認第4号 清里町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例専決処分承認については、承認することに決定されました。

●日程第19 承認第5号

○議長（田中誠君）

日程第19 承認第5号 平成30年度清里町一般会計補正予算（第8号）専決処分承認についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長（本松昭仁君）

ただ今上程されました、承認第5号 平成30年度清里町一般会計補正予算（第8号）専決処分の承認につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本件につきましては、地方自治法の定めに基づき専決処分いたしましたので、議会に報告し、その承認を求めます。次のページをお開き下さい。

今回専決処分いたしましたのは、記載のとおり平成30年度清里町一般会計補正予算第8号であり、平成31年3月31日付けをもって専決処分させていただいたものでございます。次のページをご覧ください。

第1条の繰越明許費につきまして、次のページをお開きください。

第1表、横表、繰越明許費補正でございますが、2款総務費、2項総務管理費、職員用端末機器更新事業3千412万円につきましては、ウィンドウズ7のサポート終了に伴う機器の更新。5款農林水産業費、1項農業費、産地パワーアップ補助事業2億5千924万4千円につきましては、トラクターへのGPS等の導入に係る支援事業。9款教育費、3項中学校費、清里中学校冷房設備設置事業2千500万円につきましては、中学校教室等の冷房設備の整備でありまして、それぞれ事業完了が平成31年度になることから繰越明許費として計上するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

討論なしと認めます。

これから、承認第5号を採決します。この採決は、起立によって行います。

本件について、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、承認第5号 平成30年度清里町一般会計補正予算（第8号）専決処分承認については、承認することに決定されました。

●日程第20 承認第6号

○議長（田中誠君）

日程第20 承認第6号 平成30年度清里町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）専決処分承認についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町民課長。

○町民課長（河合雄司君）

ただ今上程されました、承認第6号 平成30年度清里町国民健康保険事業特別会計補正予算第5号の専決処分承認につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、地方自治法の定めに基づき専決処分いたしましたので議会に報告し、その承認を求めるところでございます。次のページをご覧ください。

今回専決処分いたしましたのは、平成30年度清里町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）であり、平成31年3月31日付けをもちまして専決処分させていただきました。次のページをご覧ください。

今回の補正は第1条第1項に記載のとおり、歳入歳出それぞれ1千104万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億642万円とするものでございます。第1条第2項につきましては、別冊の補正予算に関する説明書により、後ほどご説明申し上げます。

今回の補正は総務費の事業実績による調整と保険給付費の確定による減額とその財源について道支出金において減額を行ったものでございます。

それでは歳出よりご説明いたしますので、別冊の平成30年度補正予算に関する説明書の3ページをお開きください。

1款総務費、2項総務管理費、1目一般管理費につきましては事業の実績により13節委託料で8万8千円の増額、19節負担金補助及び交付金で1万円の減額。合計7万8千円を増額するものでございます。3項運営協議会費、1目運営協議会費につきましても実績により1節報酬において8万1千円を減額するものであり、総務費全体では3千円の減額となるものでございます。

2款保険給付費につきましては、医療費及び高額療養費、その他事業の確定に伴い減額するものでございます。1項療養諸費につきましては、1目一般被保険者療養給付費1千11万円の減額。2目退職被保険者等療養給付費17万6千円の減額。4ページをお開きください。3目一般被保険者療養費1千円の減額。4目退職被保険者等療養費1万円の減額。5目審査支払手数料1万円の減額。療養諸費合計で1千30万7千円を減額するものでございます。2項高額療養費に

つきましては、1目一般被保険者高額療養費1千円の減額。2目退職被保険者等高額療養費10万円の減額。5ページをご覧ください。3目一般被保険者高額介護合算療養費24万円を皆減。4目退職被保険者等高額介護合算療養費10万円を皆減。高額療養費合計44万1千円を減額するものでございます。3項移送費、1目一般被保険者移送費及び2目退職被保険者等移送費につきましては、事業の確定により給付実績がございませんので、皆減するものでございます。6ページをご覧ください。5項葬祭諸費、1目葬祭費につきましても、事業の確定により9万円を減額するものでございます。

歳入につきましては総括表で御説明申し上げますので1ページにお戻りください。

3款道支出金が特定財源であり1千104万円の減額。7款諸収入が一般財源であり、1千円の減額。合計1千104万1千円を減額するものでございます。以上提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

討論なしと認めます。

これから、承認第6号を採決します。この採決は、起立によって行います。

本件について、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、承認第6号 平成30年度清里町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）専決処分承認については、承認することに決定しました。

#### ●日程第21 承認第7号

○議長（田中誠君）

日程第21 承認第7号 平成30年度清里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）専決処分承認についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町民課長。

○町民課長（河合雄司君）

ただ今上程されました、承認第7号、平成30年度清里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分承認につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、地方自治法の定めに基づき専決処分をいたしましたので議会に報告し、

その承認を求めるものでございます。次のページをご覧ください。

今回、専決処分いたしましたのは、平成30年度清里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）であり、平成31年3月31日付けをもちまして専決処分させていただきました。次のページをご覧ください。

今回の補正は第1条第1項に記載のとおり、歳入歳出それぞれ23万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7千192万6千円とするものでございます。第1条第2項につきましては、後ほど別冊の補正予算に関する説明書によりご説明申し上げます。

今回の補正は保険料収入の減額に伴い、広域連合納付金についての減額と実績による還付金等の減額を行ったものでございます。

それでは歳出によりご説明いたしますので、別冊の平成30年度補正予算に関する調書の9ページをお開きください。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項道納付金、1目道納付金、19節負担金補助及び交付金につきましては保険料の減額に伴い、保険料負担金12万7千円を減額するものでございます。3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、23節償還金利子及び割引料につきましては、還付実績がございませんので、保険料還付金10万円、還付加算金に1万円の合計11万円を皆減するものでございます。

歳入につきましては、総括表でご説明いたしますので、7ページにお戻りください。

歳入につきましては一般財源であります、1款後期高齢者医療保険料12万7千円を減額。6款諸収入の内、特定財源であります、過年度還付金10万円。還付加算金1万円の合計11万円を減額するものであり、全体で23万7千円を減額するものでございます。

以上提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

討論なしと認めます。

これから、承認第7号を採決します。この採決は、起立によって行います。

本件について、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、承認第7号 平成30年度清里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）専決処分承認については、承認することに決定しました。

●日程第22 議案第20号

○議長（田中誠君）

日程第22、議案第20号 清里町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。  
本件について、提案理由の説明を求めます。町民課長。

○町民課長（河合雄司君）

ただ今上程されました、議案第20号 清里町税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の条例改正は、平成31年度の地方税制改革による地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、清里町税条例の一部を改正するものでございます。それでは別冊の審議資料によりご説明いたしますので、審議資料の29ページをご覧ください。

29ページから31ページは主な改正の要旨及び概要。32ページから49ページには新旧対照表により改正箇所をアンダーラインにより示しております。改正の内容につきましては、29ページからの主な要旨によりご説明を申し上げます。改正の主旨といたしましては、法律の施行に伴うものでございます。

改正の概要につきましては表に記載のとおり、清里町税条例第24条第1項については、単身の児童扶養者を非課税措置の対象へ追加するものでございます。

同37条の7については、寄附金税額控除において特例控除額の措置対象を特例控除対象寄附金とするものであり、あわせて文言の整理、項のずれについて整備を行うものでございます。

同36条の2については、町民税の申告において申請書の記載事項等の簡素化について、新たな規定を第7号として追加するものであり、それに伴う項番号のずれについて整備を行うものでございます。

同36条の3の2、第1項については個人の町民税に係る、給与所得者の扶養親族等申告書において、単身の児童扶養者に該当する場合の申告書記載事項に追加する旨を第3号として新たに規定するものであり、それに伴う号のずれ、文言について整備を行うものでございます。

第36条の3の3については、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書において単身の児童扶養者に該当する場合の規定の整備を行うものでございます。30ページをお開きください。

同36条の4、第1項については、第36条の2の改正に伴う項のずれについて整備を行うものでございます。

同附則第7条の4については法律の改正に伴い、項のずれが生じたため整備を行うものでございます。

同附則第9条については、個人の町民税に係る、寄附金控除額に係る申告の特例について、対象を特例控除対象寄附金とする等の規定の整備を行うものでございます。

同附則第9条の2については特例控除対象寄附金を支出し、申告特例通知書が送付されたときに、申告特例控除額の適用があるものとする旨の整備を行うものでございます。

同附則第15条の2については、軽自動車税の環境性能割の非課税について法律の改正に合わせて非課税とする臨時的軽減の規定を新設するものでございます。

同附則第15条の2の2については、附則第15条の2を新設したことによる条づれの整理と、軽自動車の環境性能割の賦課徴収の特例について規定を新設するものでございます。31ページ

をご覧ください。

同附則第15条の6については、軽自動車の環境性能割の税率の特例について、臨時的軽減の規定を新設するものでございます。

同附則第16条については、軽自動車のグリーン化特例について改正するものであり、第2条改正において重課税の規定を整備するとともに、令和2年度分及び令和3年度分の軽減課税に係る規定を新設。

第3条改正において令和4年度分及び、令和5年度分の軽減課税の対象を電気自動車等に限った上で新設するものでございます。

同附則16条の2については、軽自動車税の賦課徴収の特例について附則第16条の改正に伴い改正するものでございます。

第2条改正においては特例に係る規定の新設。第3条改正においては項の追加に伴う整備を行うものでございます。45ページをお開きください。

附則につきましては、第1条で施行期日46ページの第2条から48ページの第4条で、町民税に関する経過措置。48ページの第5条及び第6条で軽自動車税に関する経過措置を定めるものでございます。以上提案理由の説明をさせていただきます。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

討論なしと認めます。

これから、議案第20号を採決します。この採決は、起立によって行います。

本件について、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、議案第20号 清里町税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

#### ●閉会・閉議宣告

○議長（田中誠君）

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和元年第2回清里町議会臨時会を閉会します。

閉会 午後 3時35分